

松伏町最低制限価格運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松伏町が一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）により工事の請負の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項（施行令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設けるときの取扱いについて定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 直接工事費 工事の予定価格算出の基礎となった直接工事費をいう。
- (2) 共通仮設費 工事の予定価格算出の基礎となった共通仮設費（二次労務費等共通仮設費に相当するものを含む。）をいう。
- (3) 現場管理費相当額 工事の予定価格算出の基礎となった現場管理費（現場経費、工事管理費、据付間接費等現場管理費に相当するものを含む。）をいう。
- (4) 一般管理費 工事の予定価格算出の基礎となった一般管理費（役員報酬、本支店の事務用品費、本支店の通信交通費等企業の事業の継続に必要な経費）をいう。

(対象工事)

第3条 最低制限価格の対象となる工事は、入札に付す建設工事について適用する。ただし、町長が認める場合は、この限りでない。

(工事の最低制限価格の算定方法等)

第4条 工事の最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる（1）から（4）の合計額（千円未満切り上げ）に100分の110を乗じた額とする。ただし、得た額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額（小数点以下第1位で切捨て）
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額（小数点以下第1位で切捨て）
- (3) 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額（小数点以下第1位で切捨て）

(4) 一般管理費に10分の6.8を乗じて得た額(小数点以下第1位で切捨て)

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、最低制限価格を工事の予定価格に10分の7.5を乗じたものから10分の9.2を乗じたものまでの範囲内で適宜に設けることができる。

3 この要領を工事に適用するときは、当該工事の一般競争入札の告示又は指名競争入札の参加者の指名に係る通知において、その旨を明示するものとする。

(予定価格調書への記載)

第5条 最低制限価格を設けたときは、制限割合及び最低制限価格を予定価格調書に記載するものとする。

(入札の執行)

第6条 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は、当該入札をした者を落札者とししないものとする。このとき、入札執行者は入札者に対して、施行令第167条の10第2項(施行令第167条の13により準用する場合を含む。)の規定により当該入札をした者を落札者とししない旨を告げるものとする。

2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在するときは、入札執行者は、この者のうち最低の価格をもって入札した者(同価の入札をした者が、2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定によるくじ引きにより決定した者)を落札者とする。

(入札経過の報告)

第7条 最低制限価格を下回る入札は、入札顛末報告及び入札結果一覧表に、「最低制限価格未滿」と記載するものとする。

(最低制限価格調書)

第8条 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条の規定は、施行の日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、同日前に入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第4条の規定は、施行の日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、同日前に入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、施行の日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、同日前に入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年5月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、施行の日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、同日前に入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成29年6月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、施行の日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、同日前に入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和元年6月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、施行の日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、同日前に入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、施行の日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、同日前に入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。